

事務連絡  
令和2年 4月 1日

関係者の皆様

上富田町役場 上下水道課  
(公 印 省 略)

### 補助金交付要綱の改正について（お知らせ）

標記について、下記のとおり補助金交付要綱が改正され、令和2年度より新たに必要な書類が追加されましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 主な改正箇所（要綱第9条関係）

実績報告書添付書類の追加（浄化槽法第11条に基づく法定検査の契約を締結していることが確認できる書類）

#### 2. 令和2年度より新たに必要となる書類（実績報告時）

改正要綱第9条(6)に規定する浄化槽法第11条検査契約証明書等の写し

※役場上下水道課窓口又は和歌山県水質保全センターに備え付けの浄化槽法定検査契約書により、和歌山県水質保全センターと浄化槽法第11条第1項に基づく水質検査の実施に関する契約を締結されますと、和歌山県水質保全センターより別紙のとおり「浄化槽法第11条検査契約証明書」が発行されます。実績報告書の提出の際には、その写しを添付していただきますようお願いいたします。

お問合せ先

上富田町役場 上下水道課 工務グループ

TEL：0739-47-0550

FAX：0739-47-4005